

あいりん地域まちづくり会議 労働施設検討会議議事のあらまし（案） （令和2年度）

- 労働施設検討会議開催概要（令和2年2月～）……………1
- 基本計画ボリュームスタディ（A案・B案）……………3
- 基本計画ボリュームスタディ（検討用平面図 案1）……………4
- 基本計画ボリュームスタディ（検討用平面図 案2）……………7
- 提案にあたって基本的に考慮する事項（とりまとめ）……………9

令和3年2月

労働施設検討会議開催概要について
(第49回労働施設検討会議以降)

【第49回】令和2年2月26日

- ・本移転施設の整備について
 - 「基本計画策定に向けた方向性について」
 - 《本移転施設に関する機能等の洗い出しについて》
 - ⇒ トイレの整備、ゴミ置き場、清掃業者等の待機場所、ウォータークーラーなどは労働施設の機能拡充に必要な設備であり、基本計画に盛り込むべき。
 - ⇒ 職業訓練の運営方法や、福祉との連携等については、システム並びに運用面などの側面から今後の具体的な展開等についての議論を深めていく。
 - ⇒ 売店、食堂、シャワーなどの「福利厚生機能」の部分については、引き続き、議論を重ねるとともに、行政側には柔軟な対応を求めながら、しっかりと実現したい。

【第50回】令和2年5月25日

- ・新労働施設の整備について
 - 「基本計画策定に向けた方向性について」
 - 《新労働施設に必要な機能について》
 - ⇒ 地域のいろんな資源をうまく繋げながら、もっと具体的なところに踏み込んでほしいという話については、この会議の場であと3回しっかり議論していきたい。
 - ⇒ しっかりときめ細やかな支援の体制、就労並びに相談の体制づくりや、ハローワーク機能の整備に係る実現可能な方策をみなさんと一緒に検討していきたい。
 - ⇒ あと3回の議論の中で、こういうような機能を持ったところがあるので、そのスペースをしっかりと確保してくださいという提案ができるところまで持っていきたい。また、具体的な部分については、次年度以降の段階で具体化していく。

【第51回】令和2年6月22日

- ・新労働施設の整備について
 - 「基本計画策定に向けた方向性について」
 - 《新労働施設に必要な機能について》
 - ⇒ 様々な就労ニーズに応えていくに当たっては、地域内にある労働施設、機関が持つ機能を新しい施設に集約して行く。
 - ⇒ 一般のハローワーク機能の整備の必要性については、みなさんの一致している意見として確認し、国からも地方自治体との一体的実施の形であれば可能と確認した。
 - ⇒ 一体的実施の形については、行政のみなさんの方から少し踏み込んだ具体的な内容を整理していただきたい。
 - ⇒ あいりん職安の機能については、大阪労働局、あるいは厚生労働省の方で引き続きしっかり検討していただきたい。

【第52回】令和2年7月20日

- ・新労働施設の整備について
 - 「基本計画策定に向けた方向性について」
 - 《新労働施設に必要な機能について》
 - ⇒ 一般のハローワーク機能の整備については、国、府、区役所が一体的実施という形で実現していくということが確認され、新労働施設においても、その事業実施スペースをしっかりと確保する。具体的な一体的実施の形、内容については、今後時間をかけてしっかり議論をする。
 - ⇒ 基本計画に当たっては、次回どちらを採るかというところまで決めないと、前に進まないということも理解していただき、お渡しする有識者案を見ていただきたい。

【第53回】令和2年8月24日

- ・新労働施設の整備について
 - 「基本計画策定に向けた方向性について」
 - 《基本計画ボリュームスタディについて》
 - ⇒ 基本A案、B案どちらの方がというのは、なかなか難しい。ただ、設備としては、技能研修の空間、駐車場、オープンスペースをきちんと設置していただく。
 - ⇒ オープンスペース、駐車場については24時間使えるものとし、駐車場に関して

は、屋根付きで、それがピロティ型なのか、簡易屋根なのかは、ここでは決められない。それについては、設計会社の方でしっかり検討いただくという形で提案したい。

- ⇒ 9月に入ると財務当局との査定が始まるので、こういう形でまとめましたと、会議を開いて皆さんと議論する時間が取れない。その点を皆さんに了解していただきたい。
- ⇒ 査定に向けては、我々有識者に一任していただいて、有識者と事前に調整するというのもって、この会議の最終案としたい。

【第54回】令和2年9月28日

・新労働施設の整備について

「基本計画策定に向けた方向性について」

《面積査定について・基本計画に盛り込むべき機能、観点について》

- ⇒ 24時間使えるオープンスペース待合、この部分はきちんと確保する。駐車場については屋根が付くか分からないが、多く車が停められるようにしていきたい。
- ⇒ 24時間使えるトイレも、オープンスペース待合、駐車場と一体のものとして考える必要がある。
- ⇒ 北側の出入り口の関係も、総合受付も北側の方がいいんじゃないかと思うので、今後検討していければと思う。
- ⇒ 次回、面積自体は確定するという風に思います。それを踏まえてよりリアルなところでの議論をみなさんとともに進めていきたい。

【第55回】令和2年10月26日

・新労働施設の整備について

「基本計画の方向性について」

《面積査定について・基本計画に盛り込むべき機能、観点について》

- ⇒ 今まで議論して図面に落とし込んだエッセンスをリスト化して、みなさんに一度確認していただいたうえで、重要度、優先度、追加すべきことというのを出させていただく。
- ⇒ 8,000㎡のボリュームの中で、どこまで重視したい、優先したいことは何なのかを、各担当部局の方で検討していただきたい。加えてみなさんが追加したい重要なテーマや考え方、内容などについて次回持ち寄って、それを基に深めていきたい。

⇒ 繋がり方とか使い方とか、そこを重視して提案していただきたい。エントランスの話や24時間の使い分けの話など、重要だということがあれば議論して追加していきたい。

⇒ 一体的事業スペースについては深まっていないテーマなので、テーマ出しをしていただいた方がいい。あと屋根付きの駐車場はどこまで優先するのかという話もしたい。

【第56回】令和2年11月24日

・新労働施設の整備について

「基本計画の方向性について」

《基本設計の仕様書に盛り込むべき内容について》

- ⇒ マックスの人数を受け止めるための空間ボリュームとして、1階2階を一体的に使えることを想定しないと難しい。1階2階のボリューム感を押さえないといけない。
- ⇒ いずれにしても一体的実施事業スペースは確保する。そこをどのような空間にしていくかは設計の中に組み込むようにする。
- ⇒ 一体的実施事業は本当に目玉なので、それぞれの立場の人たちがどこまで一緒にできるのかというところで、頑張っていればと思う。
- ⇒ これまでの意見を踏まえて一度仕様書の案みたいなものを作らせていただきたい。

【第57回】令和2年12月21日

・新労働施設の整備について

「基本計画の方向性について」

《基本設計の方向性に係る取りまとめについて》

- ⇒ インテーク窓口は、すごく大事な拠点であるからこそ、少し柔軟に位置付けておいて、重視しなさいということ仕様書に盛り込むこととし、スペースを確保するとともに、各種機能との連携を配慮することとする。
- ⇒ 基本設計のプロポーザルに当たって、基本的に考慮する事項については、本日の議論していただいた内容に沿って出していくということで、事務局にお願いする。
- ⇒ プロポーザルで業者を選ぶときは関われないが、決まった後はなるべくみなさんの意見が反映できるように関わっていきたい。

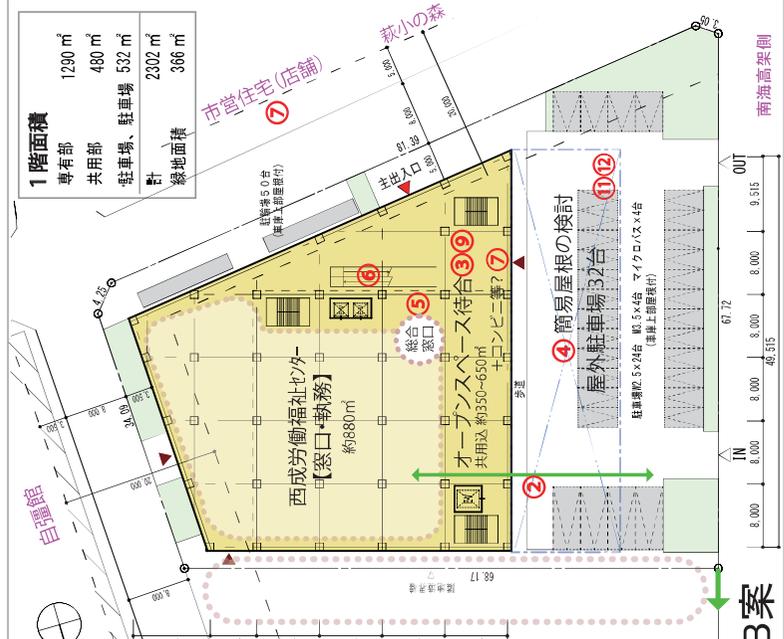
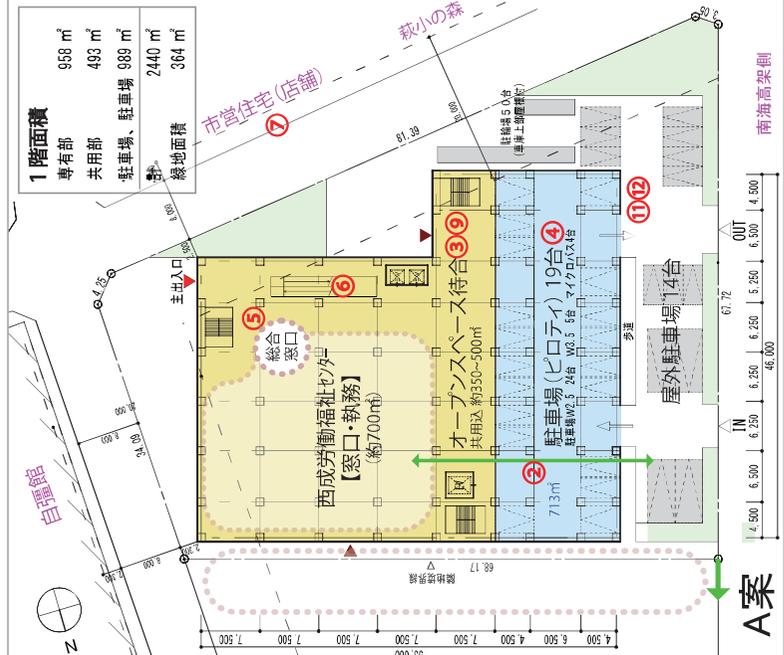
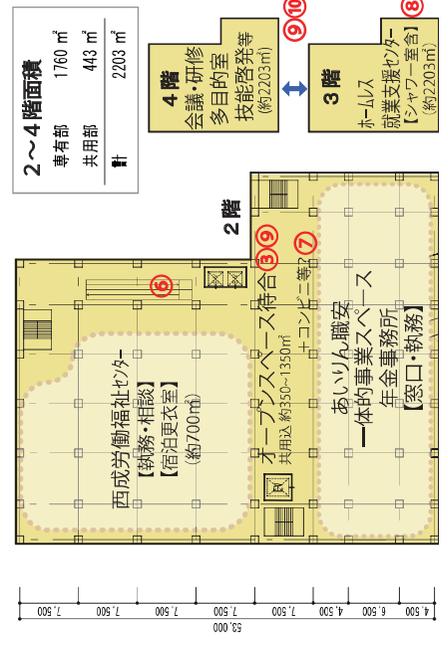
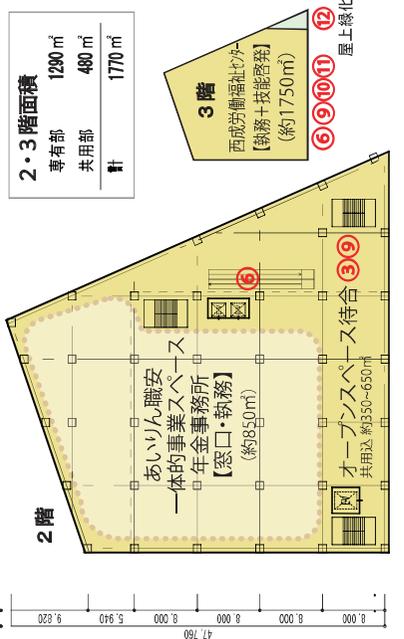
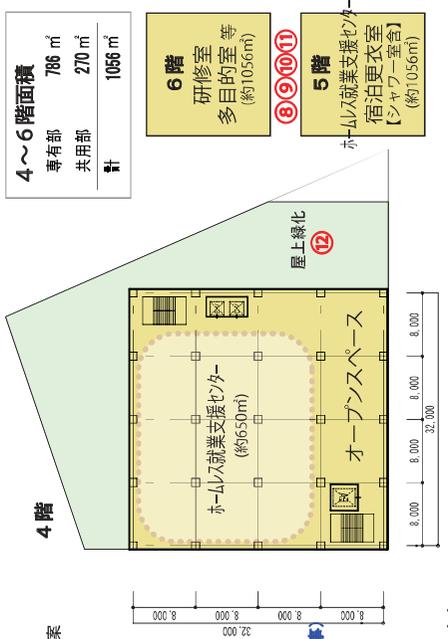
大阪府新労働センター基本計画ポリエュームスタディ(2020/7/20)を基にした検討のためのイメージ

< vol. 2020/8/24 >

■ **前提条件**：本スタディは、府の施設基本計画委託業者による建物ポリエュームスタディを基に、今後具体的なプランを検討するために有識者が用意した「たたき台」である（確定したプランではない）。
 ・建物述べ床面積を約9,000㎡（駐車場除く）として設定。今後府の方針（社会情勢や財務査定等）によって縮小する可能性があるが、労働施設部会としては議論の末の必要面積として提示したい。
 ・敷地形状については、府と市が所有する現状面積をもとに片平線に並行して分割したものであり、今後の府市協議、地価査定・区画整理等）によって変化する（北側隣地境界線が北上する？）可能性があるが、今後、計画される区（市）の「にぎわい」と「住民の福利」に関する活用ビジョンとの整合性を図る必要がある。

■ イメージ案の特徴

- 1階（階）部分を最大に収めて（9,000㎡→4階）敷地に余裕を持たせた案
 - 1階を用途・管理を兼用した段階的な子ザインにする
 - 1、2階に待合面積を最大限確保（待合スペースの開放・管理方法については要検討）
 - 屋外駐車場、A案はピロティ空間、B案では簡易屋根を検討⇒時間を使い分け（共用利用検討）
 - エレベーターを配置し、1階を2階と一体的に利用しやすいとする
 - 日用品、飲食スペース設置（コンビニ？）：A案、2階、B案、1階 ⇒南側市営住宅店舗も意識
 - ホームレス就業支援センター（シャワー室を設置しては？（就職活動のため））
 - 待合スペース（または上階）を利用して「アライメント」や「バリエーション」や情報発信スペースに
 - 上階を労働機能系室（および区の一部機能）として指定管理等を導入して柔軟に運営（可変用仕切の導入）⇒福祉連携窓口、起業マレソンオフィス・会議研修室・一時託児など
 - 防災時の避難拠点を意識した機能を付加（要検討）
 - 緑化の検討：緑化率の確保 + α ⇒屋上緑化、駐車場緑化と技能訓練・憩いや美しい空間の確保
- **検討が必要なテーマ（今後検討されるむねの全体コンセプトや具体的な空間計画との整合性を図る事）**
- 1 2の段階的な空間についての部分を優先するか？（面積投分・優先順位・優先順位の確保）
 - 駐車場台数の確保（50台？）⇒待合の面積・事務機能の充実・技能訓練空間の確保
 - 敷地占有と階数の検討：A案⇒敷地余剰・低層シリアル案／B案⇒敷地最大・建物余剰高層案
 - 各フロア及び共用部の管理主体・運営体制の検討（機能と位置・役割分担）



用途別凡例	A案		B案		南高高架側	
専有部	6238 m ²	5700 m ²	専有部	5700 m ²	専有部	5700 m ²
共用部	1822 m ²	2246 m ²	共用部	2246 m ²	共用部	2246 m ²
駐車場、駐輪場	969 m ²	532 m ²	駐車場、駐輪場	532 m ²	駐車場、駐輪場	532 m ²
緑地面積	(合計面積から除く)	(合計面積から除く)	緑地面積	(合計面積から除く)	緑地面積	(合計面積から除く)
合計	9049 m ²	8478 m ²	合計	8478 m ²	合計	8478 m ²



三徳寮

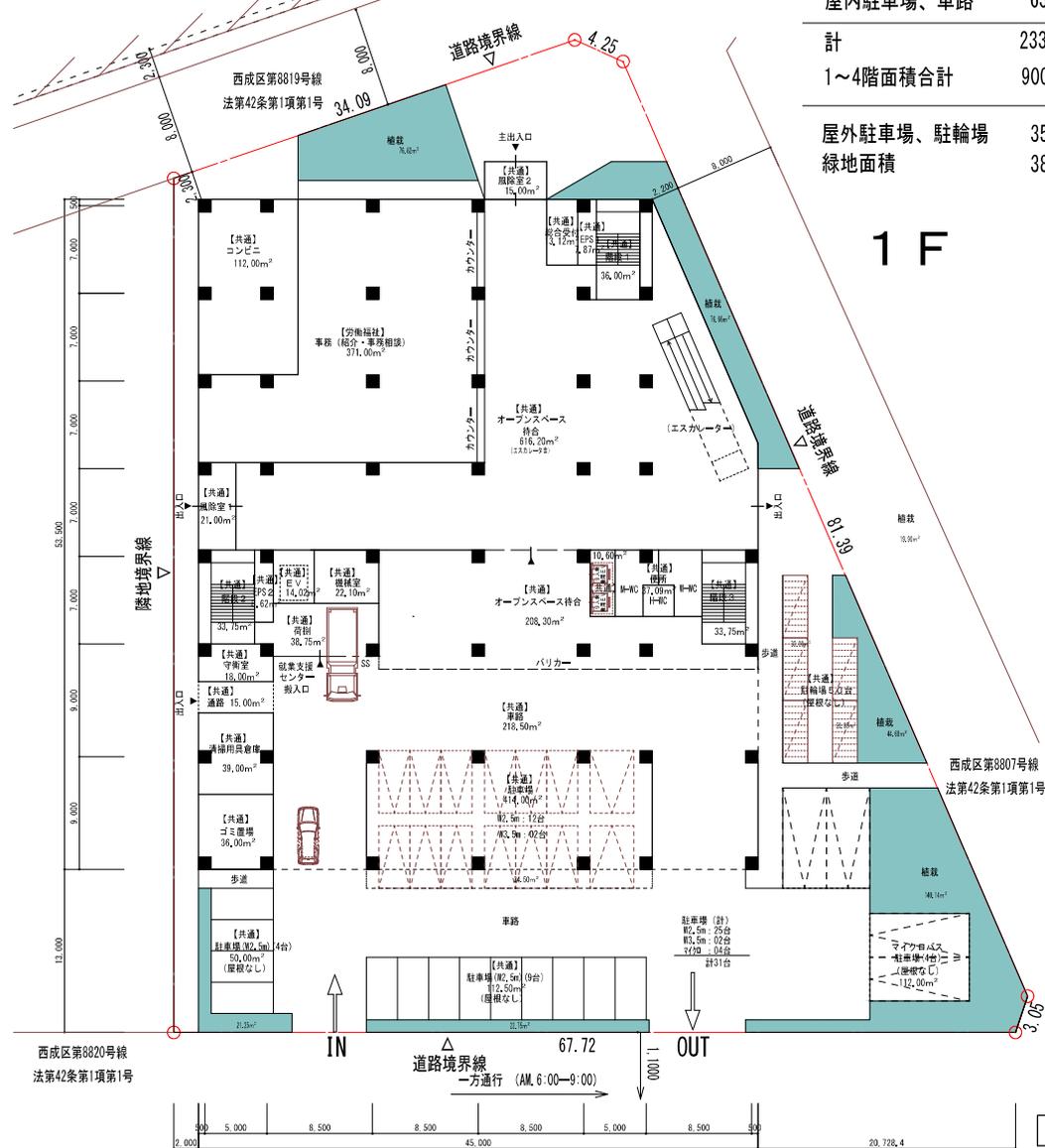
1階 面積

専有部	371 m ²
共用部	1336 m ²
屋内駐車場、車路	632 m ²
計	2339 m ²
1~4階面積合計	9001 m ²
屋外駐車場、駐輪場	359 m ²
緑地面積	382 m ²

2階 面積

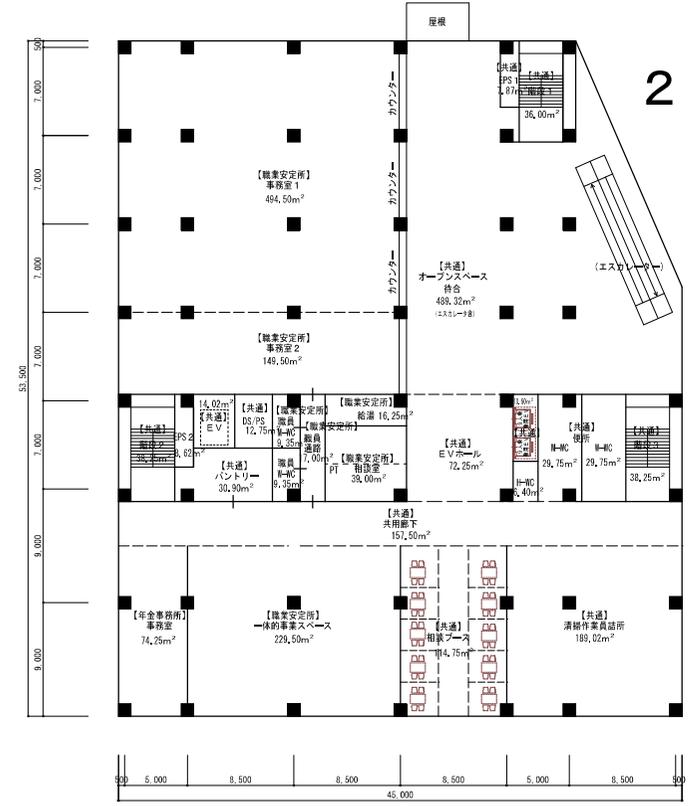
専有部	1045 m ²
共用部	1279 m ²
計	2324 m ²

1 F



配置図兼1階平面図 1:400

2 F

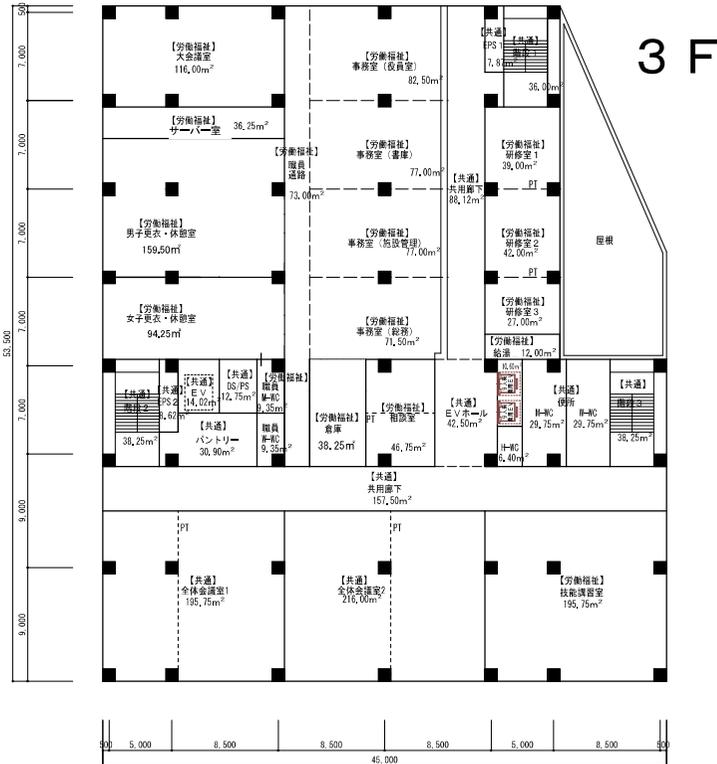


2階平面図 1:400

《検討用平面図 案1》
 ※ 本図面は確定したのものではなく、建設に当たっては、査定後の延べ床面積の範囲内で再設計。

3階 面積

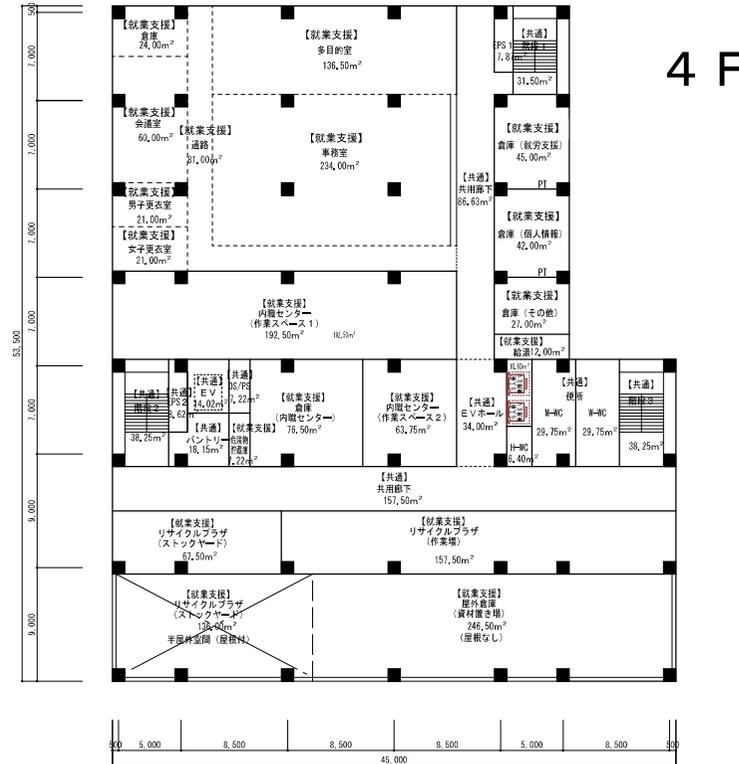
専有部	1213 m ²
共用部	956 m ²
計	2169 m ²



3階平面図 1:400

4階 面積

専有部	1412 m ²
共用部	511 m ²
計	1923 m ²
屋外	246 m ²
合計	2169 m ²



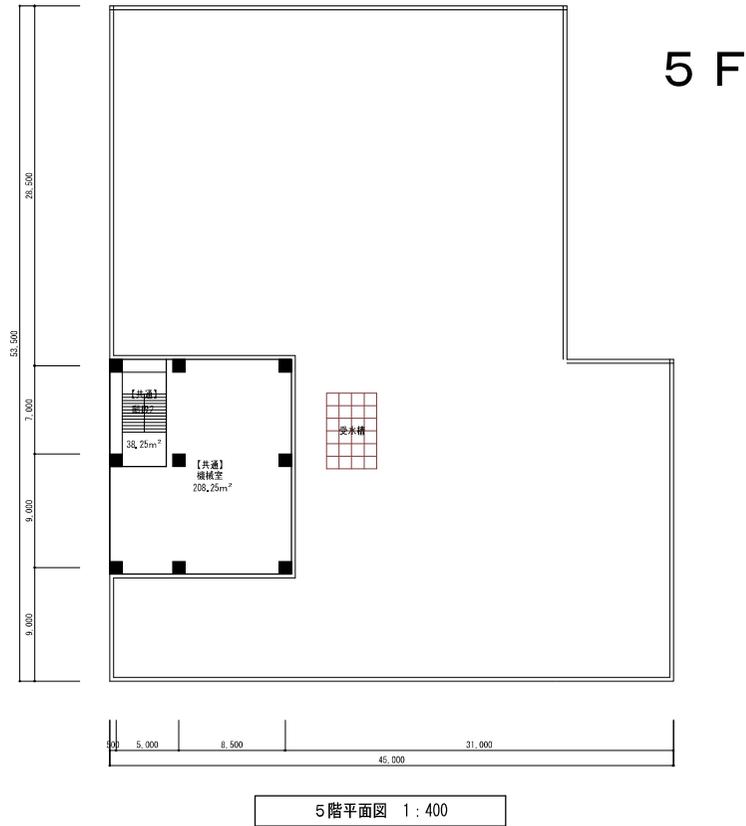
4階平面図 1:400

《検討用平面図 案1》

※ 本図面は確定したのものではなく、建設に当たっては、査定後の延べ床面積の範囲内で再設計。

5階 面積

共用部	246 m ²
計	246 m ²

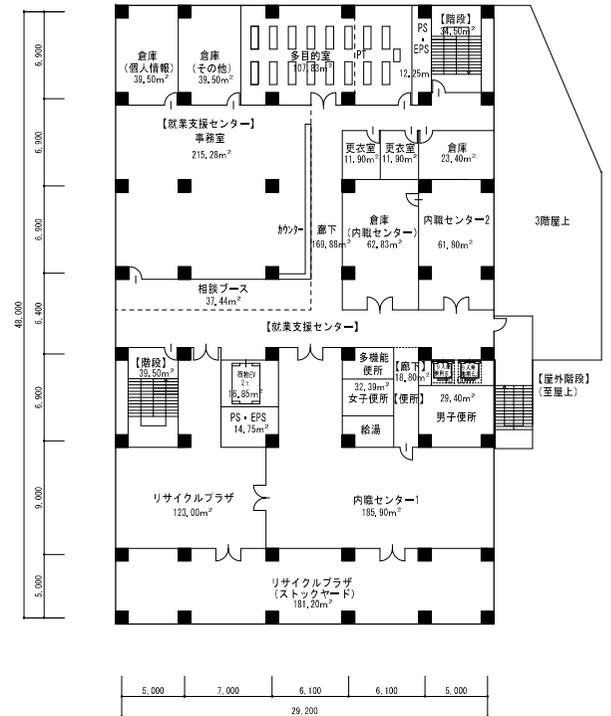
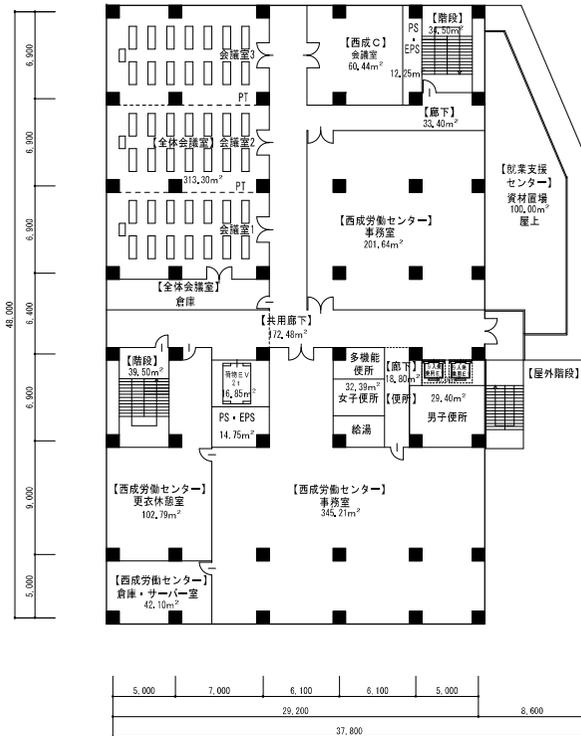
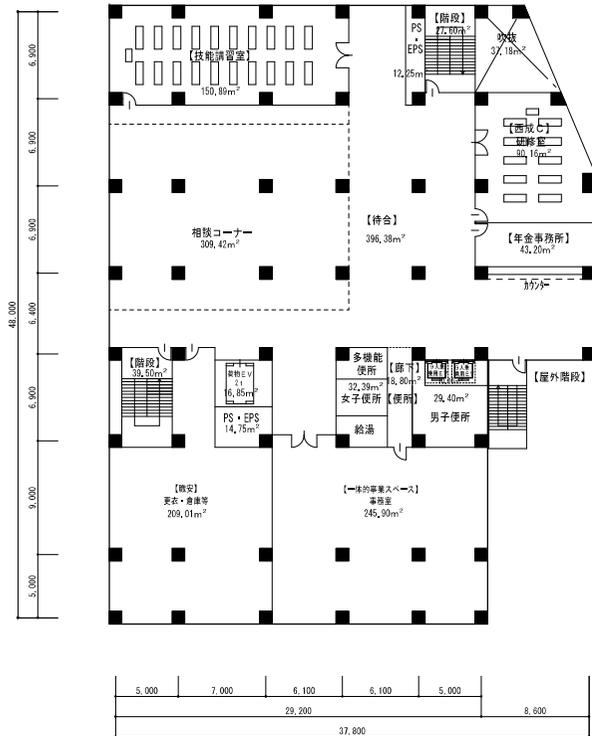


《検討用平面図 案1》

※ 本図面は確定したのではなく、建設に当たっては、査定後の延べ床面積の範囲内で再設計。

《検討用平面図 案2》

※ 本図面は確定したものではなく、建設に当たっては、
査定後の延べ床面積の範囲内で再設計。



3階平面図 1:400

4階平面図 1:400

5階平面図 1:400

提案にあたって基本的に考慮する事項（取りまとめ）

<駐車場について>（計 35 台以上）

- ・ 駐車場の出入口については、西側道路に面すること。
- ・ 求人求職活動用及び一般来所者用の駐車場については、34 台（マイクロバス用 2 台、2 t トラック用 1 台を含む）以上を確保することとし、うち 14 台以上については屋根付きのものとする。
- ・ 公用車用の駐車場については、屋根付きで 1 台を確保すること。

<24時間利用可能なスペースについて>

- ・ 24 時間利用可能なスペースとして、ピロティ形式などを活用し、オープンスペース待合、駐車場及びトイレを配置すること。

<建物への出入口について>

- ・ 建物への出入口については、東西南北からの 4 方向を確保するとともに、北側との親和性にも十分に配慮すること。

<インテーク窓口について>

- ・ 求人求職活動や各種相談等に訪れる利用者に適切に対応するため、インテーク窓口（最初の面談・相談）のスペースを確保し、それぞれの施設・機能が総合的、有機的に繋がるよう配慮すること。

<1階の配置について>

- ・ 食堂・売店及び西成労働福祉センターの紹介・事務相談を配置すること。

<オープンスペース待合の確保について>

- ・ 1階及び2階については、早朝時約1時間の間に400名以上が行き来するため、エスカレーター設置による動線の確保及び一体的利用に配慮するとともに、開放的なオープンスペース待合をできるだけ多く確保すること。

<一体的事業スペースについて>

- ・ 一体的事業スペース前については、オープンスペースを確保するなど、初めての来訪者でも利用しやすいよう配慮すること。

<相談ブース及び全体会議室について>

- ・ 相談ブース及び全体会議室については、パーテーションなどを活用して、柔軟に広さが変更できるように配慮すること。